

人権に関する市民意識調査

平成30年11月
京 都 市

調査へのご協力をお願い

京都市では、日々の暮らしの中に人権を大切にし、尊重し合う習慣が根付いたまちを目指して、様々な取組を進めています。

この調査は、皆さんが、日頃感じておられることをお聞かせいただき、今後の人権施策に役立てるために行うもので、市内にお住まいの18歳以上の方の中から、無作為に3,000人を選びました。

この調査の結果は、すべて統計的に処理し、あなた自身の回答の内容が外部に漏れることや、この調査以外に使用されることはありません。

率直なお考えをお聞かせください。

なお、設問中には、関係者や当事者の方がご覧になった場合に、心情を害されるおそれのある表現などが含まれていることがあります。決して差別や偏見を助長する意図はありませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。

【ご記入に当たってのお願い】

- ・ 回答は、宛て名のご本人がお答えください。
- ・ 回答は、あてはまる選択肢の番号を○で囲んでください。
- ・ ご記入後は、無記名のまま、同封の返信用封筒（切手は必要ありません。）に入れ、11月15日(木)までに郵便ポストにご投函ください。
- ・ 調査の結果は、集計後にホームページ等において公表します。

※目の不自由な方には、「点字版」の調査票を準備しておりますので、下記までご連絡ください。

■調査に関する問合せ先

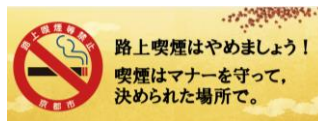
京都市人権文化推進課 アンケート調査担当

電話 075-366-0322 ファックス 075-366-0139

ホームページ: <http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-3-0-0.html>



市民による自治120年



調 査 票

「人権」

について



人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利のことです。

人権意識と教育・啓発について

問 1 人権課題として関心があるものに○を付けてください。
《○はいくつでも》

※2ページの解説をご参照ください。

新規

- 1 女性に関わる問題
- 2 子どもに関わる問題
- 3 高齢者に関わる問題
- 4 障害のある人に関わる問題
- 5 同和問題
- 6 外国人・外国籍市民に関わる問題
- 7 働く人に関わる問題
- 8 HIV、ハンセン病などの感染症患者等に関わる問題
- 9 犯罪被害者に関わる問題
- 10 ホームレスに関わる問題
- 11 インターネットによる人権侵害に関わる問題
- 12 LGBT 等の性的少数者に関わる問題
- 13 拉致被害者に関わる問題
- 14 その他の問題（あれば具体的に記入してください。）

新規

新規

（

）

解説



女性に関わる問題	ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、賃金格差など
子どもに関わる問題	いじめ、体罰、児童虐待、児童ポルノの横行など なお、本調査内での「子ども」とは、18歳未満のすべての者を指す
高齢者に関わる問題	介護放棄などの高齢者虐待、高齢者を狙った悪徳商法など
障害のある人に関わる問題	虐待、誤った認識に基づく偏見、物理的な障壁のみではなく障害のある人の社会参加を制約しうる制度・慣行・観念その他一切のもの
同和問題	人を「生まれ」や住んでいる地域を理由として差別する行為などで、インターネットでの差別的な書込み、戸籍の不正取得、身元調査など
外国人・外国籍市民に関わる問題	ヘイトスピーチ、賃金格差、アパートなどへの入居拒否、誤った認識に基づく偏見や差別的発言など
新規 働く人に関わる問題	職場内でのいじめ、パワーハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、過重労働など
感染症患者等に関わる問題	診療拒否、採用拒否、宿泊拒否、誤った認識に基づく偏見や差別的発言など
犯罪被害者に関わる問題	犯罪による直接的被害（身体的・物的）、二次的被害（精神的被害、経済的被害、インターネットやマスコミによるプライバシーの侵害、 めいよきそん 名誉棄損、過剰な取材による平穏な私生活の侵害など）
ホームレスに関わる問題	診療拒否、宿泊拒否、誤った認識に基づく偏見や差別的発言など
インターネットに関わる問題	他人への ^{ひぼう} 誹謗や ^{ちゅうしょう} 中傷、差別的な書込み、個人のプライバシーの侵害など
新規 LGBT等の性的少数者に関わる問題	誤った認識に基づく偏見や差別的発言、本人の了解を得ずにする暴露（アウティング）など
新規 拉致被害者に関わる問題	北朝鮮当局によって拉致された被害者等への人権侵害など

問2

人権問題に関する新しい法律について、どの程度、知っていますか。

	どんな内容か知っている	内容は知らないが言葉は聞いたことがある	知らなかった
(1)障害者差別解消法	1	2	3
(2)ハイトスピーチ解消法	1	2	3
(3)部落差別解消推進法	1	2	3

解説



障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月施行）

障害のある人が障害のない人と同じようにサービスの提供などを受けることができるよう、行政や民間事業者が、障害を理由に「不当な差別的扱い」をしないこと、そして「社会的障壁」（バリア）を取り除くために「合理的配慮」を行うことを定めた法律

ハイトスピーチ解消法

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年6月施行）

「不当な差別的言動は許されない」と宣言し、基本理念として、「私たち国民は不当な差別的言動の社会に寄与するよう努めなければならない」と定めた法律

部落差別解消推進法

部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年12月施行）

「現在もなお部落差別は存在する」こと、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」ことなどを踏まえ、「部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題」であるとして、部落差別のない社会を実現することを目的とした法律

人権についての催しへの参加回数や、市民しんぶん等の記事への関心についてお尋ねします。《○はそれぞれ 1 つ》

(1) について、3つに分けていた講演会・研修会への参加に関する設問を統合（市役所・区役所、職場、市民グループ・民間団体）

1. 1～2回参加した
2. 3～5回参加した
3. 6回以上参加した
4. 参加したことがない

1. よく受けた 2. ときどき受けた

3. あまり受けていない 4. 全く受けたことがない

1. よく読む 2. 時々読む

3. あまり読まない 4. 全く読まない

人権についての理解を深めるため、役立つと思うものに○を付けてください。《○はいくつでも》
※5ページの解説をご参照ください。

- ・ 講演会・研修会に関する設問を統合（市役所・区役所，職場，市民グループ・民間団体）
- ・ テレビ・ラジオ・新聞記事と，インターネット・SNSを分割
- ・ 「ボランティア活動への参加」を削除

-
- 1 人権に関する講演会や研修会
- 2 学校での人権教育
- 3 市民しんぶん等の広報紙・人権情報誌等での啓発
- 4 テレビやラジオ、新聞記事での啓発
- 5 インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）（※）での啓発
- 6 その他（ ）
- ・ テレビ・ラジオ・新聞記事と、インターネット・SNSを分割
- ・ 「ボランティア活動への参加」を削除

解説



SNSの説明を追加

※

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

人と人との輪をつなげていくことを目的としたコミュニティ型のサービス。主なSNSとして、フェイスブック（Facebook）、ツイッター（Twitter）、ライン（LINE）、インスタグラム（Instagram）など。

問5

人権についての理解を深めるために、京都市が実施する取組として必要があると思うものに○を付けてください。

《○はいくつでも》

変更

テレビ・ラジオ・広報誌と、インターネット・SNSを分割

- 1 学校や社会において人権教育を充実する
- 2 テレビ，ラジオ，広報紙などを使った啓発活動を行う
- 3 インターネット，SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を使った啓発活動を行う
- 4 講演会やシンポジウムなどを開催する
- 5 ワークショップ（※）などの参加・体験型事業や人権課題の当事者である人々との交流事業を充実する
- 6 市民グループや民間団体が行う啓発活動への支援を充実する
- 7 その他（ ）

解説



※

ワークショップ

あるテーマについて参加者が積極的に意見や技術を交換しながら検討を重ね、共同で何かを学んだり創り出したりする参加・体験型の研修会

日常の場面での人権意識について

問6 結婚相手を考える際に、気になること(なったこと)はどんなことですか。あなた自身の結婚の場合と、お子さんの結婚の場合とに分け、気になる項目に○を付けてください。お子さんがいらっしゃらない方も、いると想定してお答えください。

《○はいくつでも》

	あなたご自身の 場合	あなたのお子さんの 場合
(1) 人柄や性格, 価値観	1	2
(2) 学歴	1	2
(3) 職業	1	2
(4) 家柄	1	2
(5) 国籍・民族	1	2
(6) 相手が障害のある人, 又はその 家族に障害のある人がいるかどうか	1	2
(7) ひとり親家庭かどうか	1	2
(8) 同和地区出身者かどうか	1	2
(9) その他 具体的に ()	1	2

問7

家を購入したり、マンションを借りたりするなど、住宅を選ぶ際に、
気になる項目に○を付けてください。

《○はいくつでも》

- 1 物件の価格，交通の便
- 2 部屋の間取り，バリアフリー（※）化
- 3 近くに幼稚園や保育園，小学校をはじめ，教育施設がある
- 4 近くに精神科の病院や障害者施設がある
- 5 近くに低所得者など，生活が困難な人が多く住んでいる
- 6 近くに外国人の住民が多く住んでいる
- 7 近くに同和地区がある

解説

※ バリアフリー 高齢者や障害のある人が社会生活をしていくうえでの障壁(バリア)を除去すること
最近では，社会的・制度的及び心理的障壁の除去の意味で使われる。

問8

就職における場面について、そうだと思うものに○を
付けてください。

《○はいくつでも》

- 1 就職の際に，身元調査が行われることは許されない
- 2 就職の際，女性に対して，結婚・出産予定の有無を聞くことは，会社の人事業務の一環であっても許されない
- 3 外国人は文化や生活習慣の違いから日本社会に不慣れで，日本人と同様の能力が発揮できないという理由から，外国人が日本人より低い待遇を受けることは許されない
- 4 企業は，障害のある人を積極的に雇用するべきである
- 5 企業も人権の尊重，環境の保全などの社会的責任を負っている

問9

家庭での生活場面について、そうだと思うものに○を付けてください。《○はいくつでも》

変更

「保護者が子どもの様子を知るために、子供の手紙や携帯電話をチェックすることは、プライバシーの観点から問題である」という設問は、中間年ごとで聞く必要性が低いため、削除

- 1 女性が家事、育児を受け持ち、男性が妻子を養うという考えは時代遅れである
- 2 恋人や配偶者の行動を束縛することや断りなく携帯電話をチェックすることは、プライバシーの観点から問題である
- 3 子どものしつけのためであっても、保護者が子どもを叩いてはいけない
- 4 認知症により、行方不明になる恐れのある高齢者を、介護者が近くにいない場合に、鍵を掛けて家から出られなくすることは問題である
- 5 育児・介護を行うには、家族の意識だけではなく、勤め先の労働環境(休暇・休業制度や職員体制など)の整備が必要である

問 10

学校における場面について、そうだと思うものに○を付けてください。《○はいくつでも》

- 1 校則により、児童生徒の髪形や服装を規定することは、学校での集団生活の規律と生徒の自律を促すため必要である
- 2 教師が児童生徒の頬を叩くことは、たとえ指導のためであっても許されない
- 3 子どもの生活習慣の確立や、健全育成を促すため、教員は家庭での教育などについて指導・助言することが必要な場合もある
- 4 障害のある児童生徒も、共に地域の小中学校に通う方がよい
- 5 教師は児童生徒間のトラブルを把握し、いじめの事前防止等に努める必要があり、その解決において、教師の果たす役割は大きい

問 11

職場における場面について、そうだと思うものに○を付けてください。《○はいくつでも》

- 1 能力があるのに、女性であることを理由に、昇給や昇進などの待遇が異なることは許されない
- 2 どのような場面、内容であっても、コミュニケーションのために、上司が部下に対してプライベートなことを聞くことは、許されない
- 3 仕事ができるのに、障害があることのみにより、仕事の内容が制限されてしまうのは許されない
- 4 HIV（※1）感染を理由に職員を解雇することは許されない
- 5 育児や介護のための職場の休暇制度は、ワーク・ライフ・バランス（※2）の実現のためには欠かせない制度であり、取得を拒否することは許されない

解 説

※1
HIV

HIVとは「ヒト免疫不全ウイルス」のことで、感染し体内でHIVが増殖するとエイズ（後天性免疫不全症候群）を発症する。感染経路は、性的接触、血液感染、母子感染の3つに限られ、感染力が弱いので、日常生活において感染することはない。しかし、誤った認識による差別・偏見による施設への入居拒否や就業拒否などの問題がある。

※2
ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること

問 12

社会での生活場面について、そうだと思うものに○を付けてください。《○はいくつでも》

変更

犯罪被害者（6）及びホームレス（7）については、設問数を縮小（4→1）したうえで、「現代社会における新たな問題について」から本質問項目（社会での生活場面）へ

- 1 ホテルや旅館が、HIV 陽性者やハンセン病回復者（※1）などの宿泊を断ることは許されない
- 2 事業者側の事情で、外国人に対して、店や施設の利用など、サービスの提供を拒否することは許されない
- 3 知人が同和地区出身者であるということを知り、付き合いを避けるのは問題である
- 4 文化や生活習慣の違いを理由に、外国人のマンション等への入居を拒否することは許されない
- 5 公共施設等でのバリアフリーやユニバーサルデザイン（※2）への対応は、今すぐに取り組むべき優先課題である
- 6 犯罪被害者やその家族等は、犯罪による直接的な被害だけでなく、精神的・経済的被害、マスコミ報道によるプライバシーの侵害等といった二次的な被害に苦しんでいるその解決には、社会全体で犯罪被害者等を支えていく必要がある
- 7 ホームレスであることを理由に、アパートなどで入居を拒否することや、施設などでのサービス拒否、診療拒否などは問題である

解 説



※1
ハンセン病回復者

ハンセン病とは、細菌の一種であるらい菌による慢性の感染症であり、かつては、感染力の強い病気であるとか、不治の病であるなどの間違った認識により、患者が強制的に隔離されるなどの差別を受けた。
「ハンセン病回復者」とは、かつてハンセン病に感染していたが完治した人のことを指す。

※2
ユニバーサルデザイン

製品、設備、施設、建築物、その他の工作物をすべての人にとってできる限り利用しやすくしたデザイン

現代社会における新たな問題について

問 13 インターネットに関する問題について、そうだと思うものに○を付けてください。《○はいくつでも》

- 1 差別的な表現などは、それが誰に対する表現なのかを周りから特定できない程度であっても、許されない
- 2 重大な犯罪を犯した未成年者の実名や顔写真をインターネット上で公開することは許されない
- 3 個人への誹謗中傷^{ひぼうちゅうしょう}などは、一度インターネット上の電子掲示板等に掲載されれば、以後の回復は非常に困難となるので、罰則を強化すべきだ
- 4 インターネットによる被害を根絶することも重要であるが、人権侵害を受けた人に対する相談体制を充実する必要がある

問 14 障害者に関する問題や考え方について、どのように思いますか。 《○はそれぞれ 1 つ》

	そう思 う	どちら かと 言う と そう 思 う	どちら かと 言う と 思 わ な い	そう 思 わ な い	分 か ら な い
(1) 施設の管理者が、「耳の不自由な人の利用については、安全が保障できないため*、聞こえる人の付添いを利用の条件とする」ことは、「障害を理由とする差別」に当たる * 火災のときに、避難の呼び掛けに応じることができない 等	1	2	3	4	5
(2) 窓口で、手が不自由な人から「代筆してほしい」、目が不自由な人から「資料を読み上げてほしい」などの申出に応じることは「特別扱い」である	1	2	3	4	5
(3) 障害者が暮らしやすい社会こそが健常者も暮らしやすい社会である	1	2	3	4	5

解 説

障害者差別解消法には以下のことが定められています。

不当な差別的取扱い	障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすること 【例】 ・「障害がある」という理由だけでスポーツクラブの入会を断る ・盲導犬の同伴を理由に飲食店への入店を断る 〔法的義務〕 行政機関等、事業者
合理的配慮	様々な場面で、障害のある人から何らかの意思表示があった場合に、「社会的障壁*」（バリア）を取り除くために必要となる配慮 〔法的義務〕 行政機関等 〔努力義務〕 事業者 ※ 障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送るうえで支障となるもので、車いすで進めない段差など、利用しにくい施設や制度、障害のある人の存在を意識しない習慣、障害に対する偏見など

新規

問 15

LGBT等の性的少数者(セクシュアルマイノリティ)に関して、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。当てはまるものに○を付けてください。《○はいくつでも》

- 1 職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること
- 2 就職・職場で不利な扱いを受けること
- 3 差別的な言動をされること
- 4 アパート等への入居を拒否されること
- 5 宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること
- 6 じろじろ見られたり、避けられたりすること
- 7 その他
()
- 8 特にない
- 9 わからない

解説



LGBT等の性的少数者

「LGBT」とは、以下の頭文字を組み合わせた言葉で、性的少数者(セクシュアルマイノリティ)を表す言葉の一つ

L レズビアン(Lesbian)・・・女性の同性愛者

G ゲイ(Gay)・・・男性の同性愛者

B バイセクシュアル(Bisexual)・・・両性愛者

T トランスジェンダー(Transgender)・・・「心の性」と「身体の性」が一致しないため「身体の性」に違和感を持つ人(「身体の性」が男性で「心の性」が女性、など)。

性的少数者には、LGBTの方以外にも、男女どちらにも恋愛感情を抱かない人や、自分自身の性を決められない・分からない人など、様々な人がいる。

人権侵害と相談・救済について

問 16 この5年間(平成25年から今現在)自分の人権が侵害されたと
思われたことはありますか。

《○は 1 つ》

- | | | |
|------|---|---------------|
| 1.ある | → | 問 17 へ |
| 2.ない | → | 問 18 へ |

問 17 問 16 で 1 と回答された方にお尋ねします。その内容や相談先、
相談結果などに関して、次のA～Cにお答えください。(複数ある
場合は、そのうちの 1 つについて、お答えください。)

A 人権侵害の内容	B 相談先	C 評価
どのような内容でしたか。	だれに相談されましたか。	B で 11 または 12 以外の選 択肢を回答した方のみ
下のAの選択肢から、 <u>1つ選 んで番号</u> を記入してください	下のBの選択肢から、 <u>あては まる番号を全て</u> 記入してくだ さい	B で回答していただいた相談 先の中で、最も役に立ったと 思われるものは何でしたか。
記入例 2	記入例 1, 2, 6, 7	記入例 2
回答欄	回答欄	回答欄

A 人権侵害の内容 選択肢	B 相談先 選択肢
1. 病院、施設などにおける虐待 2. ドメスティック・バイオレンス 3. 公務員による不当な扱い 4. 学校などにおける体罰、いじめなど 5. ストーカー 6. 職場などにおけるいじめ、パワー・ハラ スメントやセクシュアル・ハラスメント など 7. 性別、 <u>性的指向</u> 、 <u>性自認</u> ※、出身地、国 籍、障害などによる差別的な扱いや言動 8. あらぬ噂やかげ口などによる名誉・信用 の侵害 9. プライバシーの侵害 10. その他 (具体的に)	1. 家族や親戚 2. 友人・知人 3. 学校や職場 4. 法務局 5. 人権擁護委員 6. 市役所や区役所 7. 弁護士 8. 警察 9. 専門機関(支援センターや児童相談所など) 10. NPOなど民間団体 11. 相談していない(黙って我慢した) 12. 相談していない(自分で対処した) 13. その他 (具体的に)

「性的指向・性
自認」を追加

※ 性的指向 どのような性別の人を好きになるかを表す言葉
 性自認 自分の性をどのように認識しているのか、ということ。「心の性」とも言われる。

問 18 次の(1)～(7)の人権を守るための制度などについて、
知っていますか。
《○はそれぞれ1つ》

	知っている	知らない
(1)法務局（※1）による相談や救済措置	1	2
(2)人権擁護委員（※2）による相談	1	2
(3)市役所や区役所が実施する法律相談	1	2
(4)専門機関（児童福祉センターなど）による相談	1	2
(5)警察による総合相談電話	1	2
(6)弁護士会による法律相談	1	2
(7)NPOなど民間団体による相談（※3）	1	2

解 説



※1 法務局 （地方法務局）	国民の基本的人権を擁護するため、人権侵犯事件の調査・処理、人権相談、人権尊重思想の啓発活動などに関する事務を行っている。
※2 人権擁護委員	人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動をしているボランティア
※3 NPOによる 相談事業	女性や子ども、外国人など、様々な分野で困っている人に対し、NPO法人などの民間団体が相談窓口を開設している（例：「いのちの電話」など）。

問 19

人権侵害に対する相談や救済に関する次の事項について、
必要だと思うものに○を付けてください。

《○はいくつでも》

- 1 相談員の資質向上や相談時間の拡大など、現在ある制度・サービスを充実する
- 2 新たな相談・救済体制を整備し、周知する
- 3 人権を侵害した者に対する啓発活動を充実する
- 4 人権を擁護するための法制度を整備し、実効性のある救済を行う
- 5 人権啓発活動の中で、人権が侵害されたときの対処の仕方を学ぶ機会を増やす

あなたご自身のことをお聞きします。該当するものに○を付けてください。

○ 性別をお書きください。

--

性別欄を自由記載に

○ 年齢を選んでください。

1. 18歳, 19歳
2. 20歳～29歳
3. 30歳～39歳
4. 40歳～49歳
5. 50歳～59歳
6. 60歳～69歳
7. 70歳～79歳
8. 80歳以上

18歳, 19歳を追加

○ 人権に関して、思うこと、伝えたいこと等があれば、ご自由に記入してください。

--

調査にご協力いただき、ありがとうございました。

このアンケート調査票は、同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らずに
11月15日(木)までに郵便ポストにご投函ください。